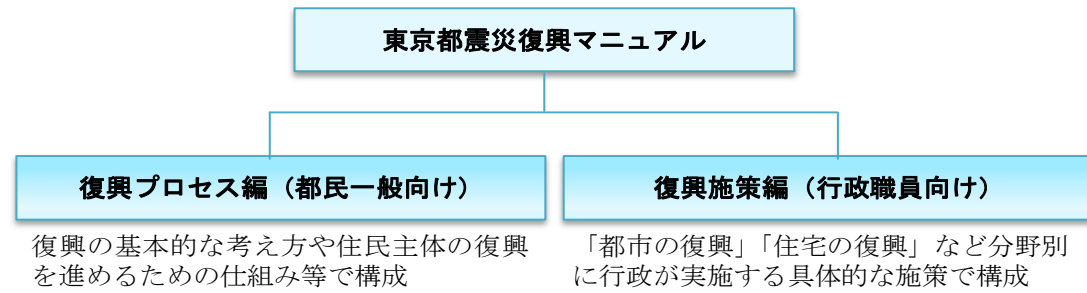


東京都震災復興マニュアル（復興プロセス編）修正素案の概要

1 復興プロセス編の位置付け

- 東京都は、平成15年3月に都民一般向けの「復興プロセス編」と行政職員向けの「復興施策編」の二部構成となる「東京都震災復興マニュアル」を策定
- 「復興プロセス編」は、都民が被災後に取りべき行動の指針や選択・判断基準を指し示すマニュアル（手引書）。多くの都民や団体が協働し連携して取り組む「地域協働復興」を提案し、自助・共助・公助の連携による復興や基本的な考え方を示すとともに、住民主体の復興を進めるための仕組み等を提示

<東京都震災復興マニュアルの構成>



2 修正の視点

平成15年策定以降の法令改正や取組事業等の内容を反映させ、震災復興への備えを万全のものとする必要がある。

- ◆1 東日本大震災を契機に整備された法令等の内容の反映
 - ・「災害対策基本法」改正（行政とボランティアとの連携、被災者台帳^{※1}の作成等）
 - ・「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」制定（被災地短期借地権^{※2}の創設等）
- ◆2 東日本大震災や大島町土砂災害等における都や他県の対応経験の反映
- ◆3 新たな取組等の反映
- ◆4 文章や図を整理、全体ページ数を削減し、都民が手に取りやすい冊子にリニューアル

※1 被災者台帳：被災者に関する情報を一元的に集約し、区市町村が作成する台帳。被災者支援の「漏れ」や「重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効率的に実施することが目的
※2 被災地短期借地権：被災地での暫定的な土地利用のニーズに応えるため、「存続期間5年以下。更新なし」の借地権設定を認めるもの

3 主な修正箇所等

(1) 地域力を活かした地域協働復興

- 円滑な復興を進めるためには、地域住民が復興への強い意欲を持ち、そのあり方について協議をしながら合意形成を図ることが重要
⇒ 住民が主体的に参加し、地域力を活かして復興に取り組む「地域復興協議会」の結成が必要
- 区市町村は、発災後には、NPO、ボランティア◆1、専門家、企業等の協力を得ながら、地域復興協議会の活動を支援。平常時においても、地域復興協議会結成の中心となることが期待される自治会・町会などの活動を支援
- 東京都は、地域復興協議会への活動支援を推進
<区市町村における取組への支援>
 - ・ 地域主体の復興まちづくりが進むよう、区市町村職員養成を目的とした都市復興模擬訓練を実施◆3
 - ・ 区市町村が震災復興に向けて主体的に実施すべき標準的な活動をまとめた「区市町村震災復興標準マニュアル」を作成◆3
 - ・ 時限的市街地や地域コミュニティの形成と復興まちづくりに関する事前検討を促進するため、「市街地の事前復興の手引」を作成◆3
<地域復興協議会の活動を支援する仕組みの整備>
 - ・ 「災害復興まちづくり支援機構」を構成する専門家職能団体と専門家派遣等について協定締結◆3

(2) 分野別の都の施策

<都市復興>

- 時限的市街地[※]づくり
 - ・ 行政は、被災地短期借地権◆1等を活用し、仮設建築物等のための土地を確保

※ 時限的市街地：本格的な都市復興や住宅再建が完成するまでの期間に必要な時限的な生活の場として、応急仮設住宅、店舗、事務所や利用可能な残存建築物から成る仮設市街地を整備するもの

<住宅復興>

- 応急的な住宅の整備
 - ・ 被災者が状況に応じて選択できるよう、多様な応急住宅対策を実施（新規の建設、公的住宅等の空き住戸の活用、民間賃貸住宅の借上、他の道府県での確保）◆2
- 自力での住まいの確保への支援
 - ・ 居住支援協議会[※]の活動推進により、応急仮設住宅等に入居する被災者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進◆2

※ 居住支援協議会：住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、被災者等）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が住宅情報の提供等の支援策を実施する組織

<産業復興>

- 都市イメージの回復
 - ・ 観光復興キャンペーン等の開催や観光客・コンベンション等の誘致促進◆2
- 農林水産業の再建
 - ・ 国の災害復旧事業等の導入に関する検討や、被災した農林漁業用施設等の復旧、再建◆2

<くらしの復興>

- ボランティア等や専門家との連携
 - ・ 都及び東京ボランティア・市民活動センターは、東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村等と連携して、一般ボランティアが被災地ニーズに即した円滑な活動ができるよう支援◆3
- 広域避難者等への支援に関する施策
 - ・ 都内に留まっている被災者はもとより、都外へ移転した被災者についても生活再建支援を継続できるように、被災者台帳[※]の管理など、区市町村における取組を促進◆1◆3

修正箇所：下線で表示（◆は上記2の「修正の視点」の番号に対応）

4 修正スケジュール

- 11月26日 修正素案公表、パブリックコメント募集
- 2月中旬 震災復興検討会議（諮問機関）
- 3月下旬 震災復興検討委員会（庁内検討組織）→修正の決定